

札幌市危険空家等除却補助金交付要綱

[平成 27 年（2015 年）8 月 26 日 都市局長決裁]

（最終改正 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この要綱は、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある状態又はその他危険な状態にある空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、もって市民の安全で安心な居住環境の形成及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家対策法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち札幌市内に存するものをいう。

(2) 危険空家等 次のア又はイのいずれかに該当する空家等（故意に破壊等させることによつて、これらのいずれかに該当することとなったものを除く。）で、かつ、特定空家等（空家対策法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」をいう。）に認定されたものをいう。

ア 別表に掲げる危険度の判定表による判定において総得点が 60 点以上と判定されたもの（市街化区域内に位置するものに限る。）

イ 総合的な観点から特に危険性等があると市長が認めるもの（アに該当するものを除く。）

(3) 所有者 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。

ア 危険空家等の所有者（相続により所有者となっている者を含む。）

イ 危険空家等の所在する土地の所有者

(4) 補助事業 危険空家等の全部（塀や門、工作物の一部等で、残置することについて特別の事情が認められる部分（以下「要残置部分」という。）を除く。）を除却し、当該危険空家等の敷地（要残置部分に係る部分を除く。）を更地にする工事を行う事業をいう。

(5) 解体事業者等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく道知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助金の交付の対象となる者の要件等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 補助事業を行う所有者

イ 所有者から同意を得て補助事業を行う親族等（個人に限る。）

(2) 札幌市に納付すべき市民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。）でないこと。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条に掲げる者のうち、必要と認めた者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額の算定方法は、別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行おうとする者は、札幌市危険空家等除却補助金交付申請書（様式1）に別に定める書類を添えて、別に定める申請受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、補助事業の対象となっている危険空家等（建築物に限る。以下「対象危険空家等」という。）の所有権が売買により移転している場合は、直近の売買から1年以上が経過していなければ、交付申請をすることができない。

2 交付申請を行おうとする者は、対象危険空家等の所有関係を明確にするとともに、その者以外に、対象危険空家等に所有権を有する者がいる場合は、補助事業を行うこと及び札幌市の空家等対策事業に関する広報等において補助事業の概要（写真等を含む。）を事例として活用する可能性があることについて、あらかじめ、その全員から同意を得なければならない。

3 交付申請を行おうとする者は、対象危険空家等に抵当権その他の権利（所有権を除く。）を有する者がいる場合は、補助事業を行うことについて、あらかじめ、その全員から同意を得なければならない。

4 交付申請は、同一人につき同一年度内に1回までしかすることができない。

5 交付申請は、同一の危険空家等を対象とした補助事業につき、同一年度内に1回までしかすることができない。

(交付申請の変更)

第6条 交付申請を行った者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請の内容を変更するときは、札幌市危険空家等除却補助金交付変更申請書（様式2）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。第7条第1項により補助金の交付を可とする決定（以下「交付決定」という。）を受けた後においても同様とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、第5条第1項及び前条に規定する申請を受けたときは、当該申請の内容について審査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、札幌市危険空家等除却補助金交付（変更）決定通知書（様式3）又は札幌市危険空家等除却補助金を交付しない旨の通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、条件を付して交付決定を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づく取消しを行うときは、札幌市危険空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式5）により、交付決定者に通知しなければならない。

3 交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

4 前3項の規定は、第13条の規定により補助金を交付した後にあっても同様とする。

(交付申請の取下げ及び交付決定の辞退)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げるときは、札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届（様式6）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第5条第1項又は第6条の規定による申請を行った者 交付決定前にその交付申請を取り下げようとするとき

(2) 交付決定者 交付決定を辞退するとき

2 前項の場合において、提出書類の内容に不備がないときは、当該提出書類が札幌市

都市局建築指導部建築安全推進課に到達したことをもって、第5条第1項若しくは第6条の規定による申請又は交付決定は効力を失ったものとみなす。この場合において、市長は、札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届受理通知書（様式7）により、届出を行った者に対して、その旨を通知する。

- 3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合であっても、第5条第1項若しくは第6条の規定による申請に係る提出書類は返却しないものとする。

（補助事業の実施）

第10条 補助事業は、解体事業者等（補助事業の対象となっている危険空家等の所有者が代表者であるものを除く。）に請け負わせて行わなければならない。

- 2 補助事業は、第5条第1項の申請に対する交付決定の後（第6条の規定により工事を請け負わせる解体事業者等を変更する場合は、同条の申請に対する交付決定の後）に締結された請負契約に基づき実施されるものでなければならない。
- 3 交付決定者及び解体事業者等は、補助事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 4 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（様式8）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する完了報告書の提出は、交付決定が行われた日から3か月以内に行わなければならない。ただし、3か月以内に行えないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、交付決定の条件として前項の内容を付するものとする。

（交付額の決定）

第12条 市長は、前条第1項の報告があった場合において、その内容の審査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、札幌市危険空家等除却補助金交付額確定通知書（様式9）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定の通知後、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、第8条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、札幌市危険空家等除却補助金返還命令書（様式10）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

（調査等への協力）

第15条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の協力が得られないと認めるときは、第8条第1項第3号の規定により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（秘密の保持）

第16条 この要綱に係る業務に就く者は、業務によって知り得た秘密について正当な理由のない限り、これを漏らしてはならない。

（その他）

第17条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

（委任）

第18条 この要綱の運用について必要な事項は、建築安全担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第2号ア関係）

(A) 現状における破損等の程度					(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	総得点
項目	破損等の程度				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響		
	I	II	III	IV				
倒壊・崩壊可能性	A 基礎・土台	60	40	20	0	2.0	1.0	
	B 建築物（柱・梁）	60	40	20	0	2.0	1.0	
	C 屋根構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	
	D 外壁構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	
飛散・剥落可能性	E 屋根仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	
	F 外壁仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	
	G その他部位	30	20	10	0	2.0	1.0	

※Gには、窓枠、煙突、外部階段、看板、機器類などを含む

(要綱様式1)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

交付申請者

〒

住 所

氏 名

電話番号

札幌市危険空家等除却補助金交付申請書

札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業について

危険空家等の所在地(地番)	札幌市 区 (地番:)
危険空家等の構造	木造 ・ 非木造 ※該当する構造に○をつけてください。
危険空家等の延床面積	m ² ※建築基準法に基づく床面積(不明な場合は登記面積)の合計を記載ください。
申請する補助金	地域連携型 ・ 通常型 ※原則、通常型に○をつけてください。
除却に要する費用(見積額)	円(税抜) ※税抜き価格を記載してください。 ※補助対象外経費が含まれていないか確認してください。
除却工事の内容	<input type="checkbox"/> この除却工事は、附属工作物を含む危険空家等の全部を除却し、その敷地を更地にする工事に相違ありません。 ※内容に問題がなければ、左の□に✓を付けてください。
契約等の時期	<input type="checkbox"/> この除却工事に係る解体工事業者等への発注や契約はまだ行っていません。 ※内容に問題がなければ、左の□に✓を付けてください。 ※発注や契約は、札幌市から交付決定通知を受けた後に行う必要があります。
除却工事の実施予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

2 交付申請者について(該当するものの□に✓を付けて下さい。)

交付申請者と所有者の関係 ※①～④のどれかに✓を付けて下さい	<input type="checkbox"/>	① 建物所有者(登記名義人又は固定資産税納税義務者)
	<input type="checkbox"/>	② 建物所有者の相続人
	<input type="checkbox"/>	③ 土地所有者(登記名義人)
	<input type="checkbox"/>	④ ①～③の方から同意を得た親族等
札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約	<input type="checkbox"/>	私は、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。もし、上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

裏面にも記入欄があります ⇒

3 建物の権利者について（該当するものの□に✓を付けて下さい。）

建物の権利者（危険空家等の建物に所有権や抵当権などの権利を持っている方）は、交付申請者本人のみですか。

- 交付申請者のみです（交付申請者は、危険空家等を除却すること及び除却工事の概要を札幌市の空き家対策の広報等に使用する可能性があることについて同意します）。
- 交付申請者以外にもいますが、危険空家等を除却すること及び除却工事の概要を札幌市の空き家対策の広報等に使用する可能性があることについて、権利者全員の同意を得ています。また、問題が生じた場合は交付申請者と権利者の責任のもとで解決します。

4 権利者の一覧

交付申請者以外の建物の権利者をすべて記載してください。（この欄だけで記載できない場合は、別紙にまとめても構いません。また、いない場合は空欄としてください。）

	氏名（会社名）	権利の種類
①		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
②		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
③		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
④		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑥		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑦		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑧		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑩		<input type="checkbox"/> 所有権（相続による所有権を含む） <input type="checkbox"/> 抵当権・根抵当権 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

(要綱様式2)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

交付申請者・交付決定者

〒

住 所

氏 名

電話番号

札幌市危険空家等除却補助金交付変更申請書

先に交付申請した札幌市危険空家等除却補助金について、当該申請に係る内容に変更が生じたため、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり変更を申請します。

記

1 危険空家等の所在地

札幌市 区

(地番 :)

2 変更項目 (該当する項目に✓を付けて下さい。(複数可))

工事内容 解体事業者等 工事代金

その他 ()

3 変更内容及びその経緯

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

(要綱様式3)

札築安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金交付（変更）決定通知書

先に申請のあった、札幌市危険空家等除却補助金交付（変更）申請書等の内容を審査した結果、補助金を交付することを決定しましたので、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第7条第1項及び第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 危険空家等の所在地

札幌市 区

2 補助金の種類及び交付予定額

補助金の種類：

補助金交付予定額：金 _____ 円

3 交付決定に付する条件

- (1) 令和 年 月 日までに補助事業完了報告書（様式8）に関係書類を添えて、補助事業の完了について報告すること。ただし、その日までに完了報告を行えないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

注) 1 補助金の交付決定を辞退するときは、札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届（様式6）により、すみやかに届け出てください。

2 交付決定を受けた補助事業の内容に変更が生じたときは、札幌市危険空家等除却補助金交付変更申請書（様式2）に所定の書類を添えて、すみやかに申請してください。申請を行わずに補助条件に反していたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

(要綱様式4)

札築安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金を交付しない旨の通知書

先に申請のあった、札幌市危険空家等除却補助金交付(変更)申請書等の内容を審査した結果、補助金を交付しないことを決定しましたので、同要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。
なお、通知の結果に関わらず、空家等又は空家等の跡地の適正管理をお願いします。

記

- 1 危険空家等の所在地
札幌市 区
- 2 理由

(要綱様式5)

札築安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金交付決定取消通知書

先に通知した札幌市危険空家等除却補助金の交付決定について、下記の理由により取り消すことにしましたので、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 危険空家等の所在地
札幌市 区
- 交付決定を取り消す理由
- 備考

(要綱様式6)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

交付申請者・交付決定者

〒

住 所

氏 名

電話番号

札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下げ（決定辞退）届

(届出の内容について該当する方の□に✓を付けてください)

- {
□先に申請した、札幌市危険空家等除却補助金交付の申請を取り下げたいので、
□先に交付決定を受けた札幌市危険空家等除却補助金の交付決定を辞退したいので、
}

札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

なお、交付申請者以外に危険空家等の権利者がいる場合は、申請の取下げ又は交付決定の辞退について全員の同意を得ていることを申し添えます。

記

1 交付申請を取り下げる（交付決定を辞退する）理由

2 備考

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

(要綱様式7)

札築安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届受理通知書

先に提出のあった、幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届を受理しましたので、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

なお、届出の受理をもって、交付申請者が行った札幌市危険空家等除却補助金の交付申請及び札幌市が行った札幌市危険空家等除却補助金の交付決定は、その効力を失ったこととなります。また、同一の危険空家等に係る補助事業について、今年度中に再度申請を行うことはできません。

記

1 危険空家等の所在地
札幌市 区

2 備考

(要綱様式8)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

交付決定者

〒

住所
氏名
電話番号

補助事業完了報告書

先に交付決定を受けた補助事業が完了したので、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 危険空家等の所在地

札幌市 区 (地番:)

2 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 除却に要した費用 金 _____ 円 (税抜)

4 除却工事契約の相手方 (解体事業者等)

5 補助金振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	本・支店 名	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金	口座番号	
フリガナ			
名義人氏名			

※ 振込口座は、交付決定者が名義人のものに限ります。

※ 補助金の決定に係る変更は、(要綱様式2)を併せて提出してください。

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

(要綱様式9)

札築安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金交付額確定通知書

先に提出のあった補助事業完了報告書等の内容を審査した結果、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

1 危険空家等の所在地
札幌市 区

2 補助金の種類
補助金の種類：

3 補助金交付額
金 _____ 円

注) 1 本補助事業の要件に反した場合には、補助金の返還を求める場合がございますので、ご注意ください。

2 空家等の跡地の適正管理を継続してください。

(要綱様式10)

札幌安第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

札幌市危険空家等除却補助金返還命令書

先に交付した札幌市危険空家等除却補助金について、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 返還額

金 _____ 円

3 返還期限

年 月 日